

アメリカの自立生活運動と 関連する社会福祉運動の略史

CIL 運動の歩み

2007年パークレ- (C I L) の写真



NPO法人フットルース ホームページより



トラベルフォーオール海外留学報告書より

1962年

エド・ロバーツ（来日メンバー）がカリフォルニア大学へ、最初の四肢マヒの障害をもつ学生として入学、エド・ロバーツ氏は、14才のときポリオに襲われた。ポリオワクチンができる1年前のことであったという。

後遺症で呼吸器にも障害を残し1日14時間「鉄の肺」で過ごすという。彼に続いて四肢マヒ者、重度障害者が高等教育の受け場を獲得していった。

60年末、入院通学していた大学病院で、生活実態が悪いと学生が強制退院させられる事件があった。そんな管理体制、自分たちの進路を決めるカウンセラーの独断性など疑問を感じ問題意識を深め、キャンパスから地域社会への道を切り開いて

社会での関連事項

1954年 「ブラウン判決」

1950年代まで、アメリカ各州は黒人を白人と区別して「黒人別学教育法」を実施していた。「ブラウン判決」は、人種による別学制度の差別性を立証（人形テストを合衆国最高裁判所が採用）し、憲法違反とされた。

1950年代後半、障害児の母親グループが連邦会議、大統領府を訪れ、州、地方教育庁や公・私立学校の怠慢と障害児締め出しの実情を訴えはじめた。陳情はアメリカ全土の各州から出された。

1957年

連邦会議は、調査費100万ドルを計上し、障害児の教育実態調査を命じた。

1958年

連邦会議は、「精神遅滞児教育専門家養成計画法、ろう者用字幕映画法、特殊教育教員養成法」を制定する。

1964年 「公民権法の制定」

1960年代後半、黒人の解放運動、女性への差別撤廃運動、学生運動、ベトナム反戦運動などが活発化する。

1965年

「初等、中等教育法」制定
この法律は、もともと黒人、プエルトリコ、メキシコ系インディアンなどの人種的、文化的、経済的被差別階層出身の子供達の義務教育を保障するために制定されたものですが、同法第一章の規定は、救済対象に障害児を含め、連邦政府の公的責任を明確に規定している。

いかなければならないと悟り、69年「自らの為の戦略」という、自立生活の基本理念がつくられ、現在のCILの理念に引き継がれている。

1) 障害者の自立への要求とその解決法を一番よく知っているのは障害者である。障害者自身がサービスの供給者となり、それを障害者が自分で選択し決定できることが大切なことである。

2) 重度障害者の社会的自立は、生活のあらゆる面を包括する多面的、体系的なサービスによって可能となる。

3) 障害者は出来るだけ地域社会の中に統合されるべきであり、障害者だけの特別な施設やサービスを持つべきでない。

4) 社会における共通の差別や問題に対処するためには、障害の種別に小グループを作らず視覚障害者、聴覚障害者、肢体障害者が協力することが有効である。

こうして、大学内のユーウエル病院からバークレーの町のアパートで共同生活が始まり、活動の拠点となっていく。

1969年

バークレー市当局に歩道の段差を取り除くことを要求する。が、最も激しく反対したのが土木技師であった。雨が降ると泥水が歩道に氾濫するというのがその理由であった。

しかし、彼らの粘り強い交渉で70年の初めには市全体が車イスで歩けるようになる。

1970年

「カリフォルニア大学障害をもつ学生への援助プログラム」を作り、連邦政府から財政援助を得て、学生への援助が始まった。

1966年

「障害児教育促進法」(第6章規定)を追加

1970年には、この第6章を「障害者教育法」として単独化し、1971年7月1日付で発行する。

- 1) 障害者は社会から隔離されるべきでなく、地域で生活しなければならない。
- 2) 障害者のニーズは、障害者が一番よく知っている。
- 3) そのニーズを満たすには、総合的プログラムが必要である。

1972年

パークレー自立生活センター設立 (CIL)

大学へ入学する障害をもつ学生は急速に増え地域で生活する希望者が多くなっていた。

4月、それまでアパートの一室で行っていた活動は能力の限界を超えた。「障害をもつ学生への援助プログラム」は発展的に解消して現在のCILが誕生する。

3ヶ月後に連邦政府から5万ドルの資金が与えられ、エド・ロバーツは初代所長となった。

1975年

第1回全米自立生活会議がパークレーで開催

1976年

エド・ロバーツ氏、カリフォルニア州のリハビリテーション局長に就任

CILの2代目の所長には、創立メンバーであった現在の所長、フィル・ドレーパー氏(頸髄損傷)が就任。それと前後して、ジュディ・ヒューマン女史(来日メンバー)が副所長として就任する。

闘うCILの側面を代表する女性であり、全米で最も忙しい女性の1人だといわれている。(2才のときポリオにかかり、車いすを使用している)

1970年

初等、障害児をもつ親達は、障害児を公教育から排除するのは不当であると、州や教育委員会を訴えるようになった。

1971年

国連採択「ちえおくれの障害をもつ人達の権利宣言」

1972年

「ペンシルベニア州ちえおくれ市民の会、対ペンシルベニア州」の裁判で市民の会勝訴。この裁判は、子供達がちえおくれであるという理由で公教育が受けられないのは、憲法違反であるとして、州当局を相手に裁判を起したものである。

1973年

「リハビリテーション法」の改正

もともと、この法律は第1次世界大戦後の傷軍人の年金、医療サービス、職業訓練に関する法律として制定されたものである。その後、数回にわたって改正されているが、73年の改正は極めて画期的であると高く評価されている。

アメリカ連邦議会が504条を新しく加えて、障害者に対する差別の撤廃に連邦政府が深く関与することを明らかにしたからである。

「アメリカ合州国の資格ある障害者は、連邦政府から財政的援助を受けているいかなる計画や事業においても、障害を理由に参加を排除されたり、利益を受けることを拒否され、差別されてはならない」

1974年

「障害者教育法」(修正)は、1982年までの時限立法で教育センター、教職員養成、研究、教育方法、技術開発、情報サービス機構の完成などの事業と、すべての障害児の就学促進のため、州に対し連邦助成金を交付する(B部規定)のが最大のねらいでした。

1977年

「リハビリテーション法」の早期実施をめぐって、サンフランシスコは、パークレーのCILのメンバーを中心に25日間の座り込みを計画したという。が、全米で展開された抗議行動の指導的役割をジュディ・ヒューマン女史が果たしたといわれている。

1979年

10月20日に「障害者の公民権の日」として設定して、サンフランシスコで集会を開いた。障害者の権利要求として次のようなことが掲げられている。ジュディー・ヒューマン女史による指導であるという。

- 1) 自立した活動的で充足した生活をする権利。
- 2) 障害者の尊厳と自立を促進する方向で機器、援助が与えられる権利。
- 3) 食費、被服費など日常生活の必需品をまかなうに十分で適切な収入を得る権利。
- 4) 車椅子などで利用できて、かつ特別に隔離されない一般市民の生活にとけ込んだ住宅を要求する権利。
- 5) 質のよい身体的、精神衛生上のケアの保障。
- 6) 障害者に対する偏見のない雇用と職業訓練を受ける権利。
- 7) 子供を産み、育て、家庭をもつ権利。
- 8) 無償で適切な公教育を受ける権利。
- 9) すべての市民と自由にコミュニケーションをする権利。
- 10) 物理的障壁除去の権利。
- 11) 障害者の法的代表権と法的権利の完全な擁護。

1975年

「全障害児教育法」制定
この法は、州に対する連邦政府からの助成金制度(B部規定)を完全実施する為に単独法化したもので、2ヶ月の準備期間を置いて、1977年10月1日から施行したのです。

アメリカの障害児教育の大改革は連邦教育法の枠組みとしては

1. 「全障害児教育法」による就学奨励助成。
2. 「障害者教育法」による教育事業助成。
3. 「初等・中等教育法第1章規定」による貧困家庭障害児補助対策(連邦政府直営事業)の3大基本法を柱にし、それに関連法として「職業教育法」「建物障害除去法」「リハビリテーション法」などを援用しながら展開されている。

1975年

国連採択「障害者の権利に関する宣言」

1976年

A C C D (アメリカ障害者市民連合) 結成

A C C D は、障害者が運営し指導する団体を構成メンバーとする。個人会員を含めて障害者を援助する健全者の団体を准会員とするとなっている。

本拠地を、首都ワシントンに置いて障害者全体に関わる政府の動きを監視し、連邦議会などと緊密に接触をもちながら法律の改正に

連携を求めて

はじめに

昨年三月に取り組みられた、日米交流障害者自立支援セミナーの意義は、自立生活運動の基本理念の「自分の生活は自分で選択し決定する。そして自分の責任をもって自主管理する。」という主体的な姿勢と生活に必要な諸条件を創り出しつつ、個々が必要とする支援センターを各地に設置し自ら「運営」していることに、新鮮な衝撃と希望と勇気を得たことと、自分たちの運動を再考する機会になり得たことにあるといえます。

ただ残念なことには、彼らが十数年間の闘いを通して創り上げてきた、その「条件」と日本の「現状」を単純に比較して、国情や制度、法律、環境などの「違い」と強調し、自立生活の難しさとして帰結するか、遠い海の向こうの話として受け止めるという人が少なかったということです。肝心なことは「条件」をどのようにして獲得してきたかであり、そのプロセスの中に、「違い」を見い出すべきだと考えます。あるいは、障害についての考え方、捉え方、そして生活の考え方、在り方の「違い」とその生活存在を「与えられる側」から転じて主体的に「創り出していく側」へという、自己表現、自己実現への姿勢の「違い」に運動の原点があり、学ぶべき視点があると考えます。

なぜ！！大学から始まったのか？

一般の社会活動から分離したり隔離するという考え方や政策を、根本から問い返す運動が、もっとも施設主義が進行したアメリカで“なぜ”始まったのか？どうして大学生によってなされたのか？発達の転換の要素とは何であるか？を、まずは、問う必要性を感じます。

彼らが、自分の人生の目的を実現するために、教育の場を積極的に求めて行動し、健常者と共に学ぶ条件を闘い続けた、単に職業につくための専門的な技術とか知識を吸収するだけに、とどまらぬプロセスであったと考えます。アメリカにおける障害者（児）の就学権獲得運動は、1945年の有名な“ブラウン判決”（黒人別学制度を憲法違反とした判決）①の法理＝分離された教育施設は本質的に不平等である＝の原則を根拠に、全米各地で多様な法定闘争を展開し、司法判断の成果を、連邦立法で保障させるという運動が、現在の教育環境なり、統合教育への道筋を創り出してきたと思います。

こうした運動によって、1960年代後半には大学で学ぶ障害者が増加し、一般学生と共に学びつつ、彼らは、当時の公民権運動、消費者運動、反戦運動、婦人運動等々の社会運動に、直接、間接に、関わる機会を通して、障害者のおかれている状況（生活の有り様とその条件）を問い返し、見直し、主体的に自分たちの立脚点（自立への戦略）を確立しつつ、大学から地域へ、地域から全国へ、という組織的な運動へと展開する、資質をつちかったといえます。

これらの運動のプロセスを掘り下げることが、自立生活運動の全貌を探る前提条件のひとつと考えます。いいかえれば、彼らが教育（学ぶこと）についてどう考え、その環境についてどのように考え、どのように変革し、そこで何を学んできたのか

を知ることが、日米の教育の在り方と諸個人にとっての「教育」は、何であったのか、その「違い」を検証できるからです。

来日のメンバー全員が大卒であったことに、セミナー参加者の多くが驚きましたが、今日の彼らがあるのは、目的常識的な教育の追及がベースになっているといえます。(ジュティ・ヒューマン女史の話で明白)これを、国の文化的風土の「違い」として強調し、解消してしまっているものでしょうか。否、それは、個々人の姿勢の問題であり生き方の問題として、捉えかえしていくべきだと考えます。結果として、社会制度と環境の「違い」が生じているといえます。

問題にすべきことは

もう1つの問いかけは、彼らがセミナーを通じて、障害の種類や機能レベルについて問題にしないばかりか、それらの観点から論じようとしなかったのは、なぜかあります。私達の回りではどんな障害でどんな機能障害を有しているのかを、常に前提にして問題を考え、立てています。例えば、機能損失部分をまず重視して、それをプラスにすることで健常者にどれだけ接近するかという、発想が根強いことです。障害があるから車イス、プラス自助具 etc、その生活という風にです。こうした**障害を重視した発想による生活**のあと付けは、身体的,生理的な機能損失を人間的な価値観の損失として捉えていく増幅作用をもたらす側面があります。そのプロセスは、差別や偏見を生み出し、障害児者にとっては自己規定をもたらしていることを否めません。

障害の種類や機能レベル毎に、グループや団体があつたり、障害が違えば課題も別だといひ、相互に理解し得ないという前提に、立っていることからそう考えます。

彼らの発想は「あなたは何がしたいのか?何ができるのか?」「その目的を達成するには何を準備すべきか、どんな条件を必要とするのか?」であります。そして、「どんな質と量の介護が必要か、どんな移動手段が必要か…etc」というように、「障害の部分」を社会的な条件付けの課題として捉えようとしています。一見、発想順序の違いに見えますが、そうではなく、人間らしい生活をするために「あなたの必要とする生活条件の価値は、健常者が必要とする生活条件の価値と等しい『価値』であつて、その条件付けの社会的要求は、当然の権利なのです」と、いっているのです。だから、障害があるから必要だというとりわれ方は、一面的な捉え方であるといえます。このことについて、ガベン・デジョンは「従来のリハビリテーション研究は個々の患者ないしクライアントの特質が重要であるとかないとかいたずらに論じるばかりで、政策との関連づけを怠り、多くの場合、臨床的な関連づけもしなかった。研究規範として自立生活は、変えることのできない個人的特質にしばられた近視眼的先入観から目を転ずる機会を我々に提供している。この先入観は、障害者を取り巻くより大きな制度や環境から我々の注意をそらしてしまっている。制度や環境はこれまであまりにも長い間、与えられるものとして受け取られてきた」と述べています。

この社会は、人や物を「移動」するという手段を作り出すということで、大きく発展してきたといえます。しかし、障害者は健常者と同等の生活行動の価値観をもってして、行動することを長い間、除外されています。近年、障害者の移動手段の確保は部分的ではありますが保障されつつあります。また、障害を「補う」ものと

して自助具といった「物」も開発されています。

電動車イスは重度障害者の場合に移動手段として使用されています。使用者にとっては「自分で動ける、生活行動の拡大につながる」ものとして、大変評価の高い「移動手段」となっています。ところが、制度的には限られた障害者（手動車イスが全く動かさない人）の自助具という位置付けになっています。ですから、ゴム手袋をはめリングのすべりを最小限にして、腕力のない人でも手動の車イスを動かすことを良しとしています。

一方、健常者は、自転車からジェット機まで、自分の必要に応じて、その移動手段を選択し、利用することで生活行動を達成しています。障害者の生活行動を、障害を配慮する、あるいは補うという発想と視点で捉えることに限界を感じます。（技術的機器的な意味でなく）

私の住む団地に、手動の車イスを使用している人と電動車イスを使用している人がいます。（いずれも女性です）手動の車イス使用者は住居周辺に坂道が多く、また、歩道に使用不可能な部分があって、車イスでの行動は難しいようです。電動車イスの方は、買い物、病院、銀行、郵便局、etcの諸生活行動が可能です。

これは車イスの移動機能と生活手段としての価値観に立っていないひとつの表れです。アメリカの人たちは、屋内、屋外、各種スポーツ等に応じた移動機能をもった車イスを対象化して、使いこなしています。これは、車イスに限らず障害者が必要とする条件（道具）を、障害を補うという視点から捉えるだけではなく、生活手段としての価値観、あるいは生活行動における価値観をもってして、捉えかえし使いこなしているといえます。

おわりに

日米における「違い」について感じたまま述べてみましたが、まだまだ、考察すべきことは山程あります。が、最期に彼らが主体的に自立生活に必要な条件を客観的に対象化し、政治、経済、文化という、あらゆる社会領域に、機会をのがさず重層的に「条件」の取り付け（合意）を展開していることと、そして、能動的で組織的な動きをしていることに、学びたいと思います。同時に、国際的な「連帯と視点」に立った行動は、政治的な資質といえますか、あるいは運動（変革）の対象を一国の問題として捉えていないところの国際的な資質について学ぶことの必要性を感じます。

※この文書は、1983年3月に開催された日米交流セミナーの各地区実行委員会の総括会議（東京）で北九州から報告したものを日本リハビリテーション協会から求められて『障害者と福祉 '84 3月号』に掲載されたものです。

障害をもつアメリカ人法の

制定と障害者運動

一、 アメリカの議会制民主主義の形成と立法制定

(1) 多国民国家

(2) 南北戦争による憲法修正

1787年に制定された合衆国憲法には「平等条項」がなかった。南北戦争後、憲法第13条（奴隷制の禁止）第14条（平等条項など）第15条（人種、皮膚の色、奴隷であったことを理由とする投票権の剥奪制限の禁止）が加えられた。第14修正はまず「合衆国内で誕生」した者は合衆国の市民であり、かつその居住する州の市民である。さらに、州に対して次のことを禁止した。①合衆国市民の特権または免除を制約すること、②何人からも法の適正な過程（Due process of the a Laws）によらずに、その生命、自由または財産を奪うこと、③何人に対しても法の平等な保護（Equal protection of the Laws）を拒むこと。これが「平等条項」である。

その後の平等条項の展開は、白人と黒人との平等という歴史的な意味を超えて、広く「法の平等な保護」を何人に対しても拒んではならないという方向に向かう。その過程で、市民的権利は理由のない差別を受けない権利という意味をもつようになる。

現在では、市民的権利は、憲法の保障する権利をはじめ、他のさまざまな権利を含めて、「人権」として捉えられる。

(3) マイノリティの権利闘争

歴史的に差別の対象とされたマイノリティ、政治的弱者を平等条項に基づいて保護するのは裁判所の役割である。合衆国最高裁判所の判例は、これまで疑わしい分類は人種と出身国に限られ、年令、性別、貧富の差による分類はそれにあたらなかった。

南北戦争後、南部の州は奴隷制にかかわる人種間の秩序を維持する方策として、人種隔離法（Segregation Law）を制定した。その一例である、列車内で、白人と黒人の同席を禁止した州法は、あきらかに平等条項違反の疑いがあった。しかし、違憲であると争った訴訟において 1896 年合衆国裁判所は白人と黒人ともに同等の車両が提供されている限り、人種を理由に両者を分離しても平等条項に違反しないと判決した有名な「分離するが平等」法理である。黒人は白人に指定された席には座れない。同様に白人は黒人に指定された席には座れない。法の禁止は両人種に平等に適用される。ゆえに平等条項違反でない。

その後、ほぼ 60 年にわたって、この解釈法理は南部の人の人種隔離制度を支えてきた。（ホテル・劇場・公園・ゴルフコース・プール・病院・墓地

など日常生活のあらゆる場面におよんでいた。公立学校においても別学がおこなわれていた。)

－1954年・ブラウン事件判決－

各学区の教育委員会は、違憲の別学を解消し、共学に移行する責任をおった。連邦裁判所はその実施の監視役となった。法廷救済を与え共学によって教育の平等な機会を与えるのはまさに裁判所の任務である。伝統的に英米の裁判所は、権利を侵害された当事者に適切な救済を与える広い権限をもっている。(共学のために強制バス通学を命じたことはよく知られている。)

しかし、裁判所のみが学校制度の変革を実現することはできない。

ブラウン判決が生まれた背景

1. 朝鮮戦争で黒人が白人同様に戦闘部隊として実力発揮したこと。黒人が国家に白人と対等に寄与したという国家的承認。
2. 米ソ対立化で、ソ連がアメリカンデモクラシーを非難していたことにかかわっている。独立したアフリカ諸国の政治的リーダーたちが(国連) やってきだすという、社会的、政治的状況のなかで修正を迫られた。という説明を二度ならず聞いた。

○アメリカでの体験と思索－障害児教育と人種問題

著者 篠原 陸冶 現代書館 225 項より要約抜粋

(4) 1960年～64年・公民権運動の展開

64年の公民権運動は、まず、宿泊施設、食堂、ガソリンスタンド、映画館、スポーツ施設での「人種、皮膚の色、宗教、出身国」による差別を禁止した。また、雇用面についての差別を定め、実施のための平等雇用機会委員会を創設した。この法律は、差別の禁止と市民的権利の保障を実現するため、3つの手段を定めた。第一は、裁判所による救済である。第二は、連邦政府からの財政援助を受けている活動、事業における差別の撤廃、禁止である。第三は、市民的権利委員会、コミュニティ関係サービスなどの機関を設置し、差別の実態調査、情報、統計の収集、配付、紛争当事者間の斡旋、調停などの活動を行うことである。

市民的権利をめぐる発展は、まず、マイノリティは他のすべての人と「法の平等な保護」を受ける権利をもつことを確認し、次に、その権利の具体的内容を訴訟で明らかにし、さらに制定法によって、マイノリティの市民的権利を保障する法体制を組むという過程をたどってきた。障害者法はまさにその文脈そのものである。

さらに、次の特色がある。第一に、規制の対象が広がっている。第二に、規制は詳細にわたる。第三に、差別を禁止するために裁判所による法的救済が定めら

れている。

障害者法の立法過程の記録には、能力障害者に他のアメリカ人と平等の完全な権利の保障「アメリカ社会の本流に入れる」必要がくりかえし説かれている。また、立法の経過は、従来の「慈善モデル」から「権利モデル」へ政策の基本的な考えが転換したことを示している。

以上は、ジュリトNo.970(26項) アメリカにおける障害者法
—「法の平等な保護」の展開—

著者 東京大学教授 藤倉 浩一郎

上記論文より、要約抜粋したものであります。

二、障害者関係立法、その改革の系譜

(1) 資料 1～2 参照 1954 年以降

なかでも、1973 年リハビリテーション法は、従来の「職業リハビリテーション」を廃して改定された。

—その違いは—

- ① 職業リハ・・・日常生活動作が自立し、他者の力なしで雇用されるまでに機能が回復する見通しのある人々が、リハの対象とされた。
- ② 改正法では、日常生活動作の面ではどれだけ重度でも、残る能力を生かせば特定の職務や仕事が可能とされ、生活ができるならば心の自立や自立の意志を尊重して、リハを提供するとした。
- ③ これは、雇用にゴールを置くリハビリテーションから生活にゴールを置くリハビリテーションへの大転換である。

1975 年 発達障害者援助・人権法の制定 (定藤年表参照)

1978 年 リハ法の中に、総合的なサービス及び発達障害者の自立生活を最優先課題にした。自立生活に導くためのトータルなリハが強調され、医学的なリハではなく、生活リハという概念が確立していく。さらには、同年「公民権委員会改正法」が出て、障害そのものは化学的に認識して、機能の改善を最大限はかる努力を行いながらも、障害を伴う人間自体に対しては、一切の差別を認めないということが、公言されたわけです。

1986 年 リハビリテーション法改正

雇用維持サービスの補助金交付

サポータード・エンプロイメント(介助付雇用) がなされる。(鉛筆が持てない、座位が安定しない、イギリスのホーキング博士のような重度の障害者で職業能力のある場合。) 定藤氏の報告の中にも、カリフォルニア大学で、「観察的な実験に多くの時間を要する生物物理学の博士過程で、朗読や実験補助の日常的支援のもと、全盲の博士号候補生さえ在籍している」ということが紹介されている。

表 1-3 リハビリテーションの主要4分野

<p>医学的 リハビリテーション</p>	<p>各種医療専門職による疾患の治療・管理、障害の除去、合併症の予防、機能回復と再開発訓練、代償機能訓練、補装具や福祉機器の活用、二次障害の発生予防などを通じて、障害をもつ人びとの活動を高め、参加の阻害要因の除去・軽減を図る（黒田、2003）。</p>
<p>職業 リハビリテーション</p>	<p>障害者が適切な職業に就きそれを維持することができるように計画された職業的なサービス（職業指導、職業訓練、職業紹介等）の提供を含む、継続的で調整されたりハビリテーションのプロセスである（松井、1997）。</p>
<p>教育 リハビリテーション</p>	<p>障害をもつ児童や成人の全面的な発達を目的としてなされる教育的アプローチの総称であり、障害児教育、特別支援教育等、学齢前、学齢期、大学、大学院、社会教育、生涯教育等を含む取り組みである（奥野、1997a）。</p>
<p>社会 リハビリテーション</p>	<p>障害のある人が自分の障害を適切に理解し、社会の中で活用できる諸サービスを自ら活用して社会参加し、自らの人生を主体的に生きていくための「社会生活力」を高めることをめざすプロセスである（奥野、1997b）。</p>

このように、リハビリテーションは医学的リハビリテーション、職業リハビリテーション、教育リハビリテーション、社会リハビリテーションの主要4分野から構成され、障害の発生後の医療や機能回復訓練から、職業復帰や社会におけるQOLの高い生活の実現に至るまでのさまざまなプロセスから構成される。障害のある人は多岐にわたるリハビリテーションのサービスを必要とするが、総合的なリハビリテーションにおいて、社会生活力を伸ばすことを目的とした社会リハビリテーションが適切に実施されなければ、それまで実施された他分野のリハビリテーションの成果が生かされず、場合によってはその努力が無に帰ってしまうため、社会リハビリテーションの果たすべき役割は非常に大きいと考える。

（奥野英子著 「社会リハビリテーションの論論と実際」より・10頁参照）

—障害者の主張—

- (1) 「ベターライフを作るのだ」という意識
何かを相手に作らせるのではなくて、自分が参加してあるべき社会システムを作るのです。
- (2) 障害者が主体になって「生活の質を良くしていくことがリハビリテーションなのだ」という感覚
- (3) 「正規の料金を払ってもいいから、全障害者が乗れる鉄道の全国ネットを作りましょう」というわけです。
- (4) 政策決定過程に自分も参加していく(自覚を持って参加していくこと)

以上は、ジュリストNo.970 座談会—障害者の権利保障をめぐって—より、
要約抜粋 (一番瀬康子・小島容子・佐藤進・和田八束)

三、思想的基盤の系譜

- (1) 公民権運動の展開
- (2) 脱医療・セルフケア運動

医療が肥大化、機械化及び、管理化していくことにブレーキをかける。たとえ医療を受ける場合でも、自分の全生活を医師をはじめとした医療関係者にまかせてしまわずに、主体性を保ったうえで専門家の知識、技術を利用すること。障害に伴うケアを自分でコントロールし(セルフケア)社会のもっと別な面に目を向けている。

- (3) 消費者運動

商品やサービスの受け手が単に受身の位置にとどまっていれば、商品やサービスは供給者サイドの都合でコントロールされてしまう。消費者がもっと積極的な役割を担っていくべきである。という考えは、自立生活センター運営の中でもいきづいている。

四、障害者団体

全米障害者協議会(NCH)法の原案を起草した全米自立生活評議会(NCIL)
障害に関する全国協議会、退役マヒ協会、障害をもつ市民大連合

五、地域活動

バークレーの場合 (定藤氏 NHK)
自立生活センター(CIL)、世界障害研究所(WID)、障害者の教育と人権擁護基金(DREDF)

1981年 障害者インターナショナル世界 会議採択

「障害者憲章」

すべての人々は、等しく権利を享受しなければならない。

障害者は、これまで、自由で対等な構成員として社会に完全参加する権利を否定され続けてきたので、以下の権利を表明することが重要である。

すべての人々は、人種、皮膚の色、信条、性別、宗教、障害にかかわらず、次の権利を享受することをできなければならない。

- 一、 自立的、行動的かつ、充実した生活をおくる権利。
- 一、 尊厳と自立を促す条件を備えた、十分な生産性の発揮に必要な用具、器具、援助、支援的サービスを利用する権利。
- 一、 衣、食、住、その他生活必需品をまかなうのに十分な収入、または資金を得る権利。
- 一、 住みやすく、統合的で、便利に利用できる住宅に入居する権利。
- 一、 すぐれた身体、精神、両面の保険ケアを受ける権利。
- 一、 先入観、固定観念にとらわれずに訓練を受け、雇用される権利。
- 一、 配慮のいきとどいた交通機関を利用し、移動の自由を得る権利。
- 一、 子供を持ち、育て、家庭をもつ権利。
- 一、 無料かつ適切な教育を受ける権利。
- 一、 娯楽およびレクリエーションに参加し楽しむ権利。
- 一、 地域社会の商業活動、施設、活動を利用する権利。
- 一、 とともに生きるすべての市民と、サービスを提供してくれる人とが、自由に意思疎通する権利。
- 一、 障壁のない環境を得る権利。
- 一、 法的申し立てをし、すべての法律的権利が、十分守られる権利。
- 一、 自己の将来を決定し、自己の人生を選択する権利。
- 一、 すべての投票権を行使する権利。

米国障害者法の制定と展開

(福祉労働 No.49 項 10 より抜粋 著者 定藤丈弘)

アメリカにおける障害者対策立法の変遷

年次	法律名	主要規定
1968	建築物障害除去法	連邦資金によって建てられたか、連邦政府から借りているすべての建物を利用可能なものとする。こと。
1970	都市公共交通法	地方行政機関が、利用可能な公共交通のための設備とサービスを計画しなければならないこと。
1973	連邦補助による公道に関する法律	法律の規定によって連邦政府から助成を受けている交通設備が利用可能なものでなければならないこと。公道資金を横断歩道の改善のために利用することを認めること。
1973	リハビリテーション法	連邦政府の補助金を受ける各種事業について有資格の障害者に対する差別を行ってはならないこと。建築と交通の障害除去委員会の設立。
1975	運輸省歳出法	老人や障害者の利用不可能な公共輸送設備の購入と施設の建築の禁止。
1975	発達障害援助及び人権法	発達障害者に対する保護と権利擁護制度の設立。発達障害者のための審議会を各州の設置。
1975	全障害児教育法	障害児に対して可能な限り制約の少ない場所での無料の適切な教育保障。
1975	全国住宅法修正法	連邦資金による住宅の障壁の除去。住宅・都市開発省の中に障害者のための自立生活局を設けること。
1978	リハビリテーション、総合サービス及び発達障害修正法	州のリハビリテーション事業の中に自立生活を最優先課題として位置づけること。自立生活センターに連邦資金を支出すること。
1978	公民権委員会修正法	同委員会の権限を障害者に基づく差別に対する保護にまで拡大すること。
1980	社会保障障害修正法	所得保障給付の計算において自立生活に必要な費用を控除することによって労働阻害をとりのぞくこと。
1980	施設入所者に関する公民権法	施設に入所している障害者にも公民権の適用がなされること。
1982	投票権修正法	障害者が投票権を行使するために必要な援助を行うこと。

1984	老人及び障害者のための投票アクセシビリティ法	投票所のアクセス化を義務づけたこと。
1986	リハビリテーション法	重度障害者の雇用維持サービスへの補助金の交付、全国障害者評議会の役割の強化、自立生活委員会の設置など。
1986	精神病をもつ人々のための保護及び権利擁護法	精神病をもつ人々の諸権利を保護し、擁護するように企画された公的システムを確立し、管理運営すること。
1986	公民権回復法修正章	連邦政府が財政的援助や契約を結んでいる機関、施設などのあらゆるプログラムや活動における障害による差別の禁止を再確認し、それらのプログラムや活動における障害者の公民権を回復させること。
1988	公正住宅修正法	障害を理由とした住宅賃貸などにおける差別の禁止、本人の費用負担によるアクセスのための住宅内部改造の許可 4 ユニット以上の多所帯集合住宅新築の際における人口、トイレなどの基本的な設備のアクセス化の義務づけ。
1990	全米障害者法 (ADA)	民間雇用における障害者差別の禁止、公的諸サービス、特に公的輸送機関における差別の禁止、民営の公共的施設及びサービスにおける差別の禁止、聴覚・言語障害者のための電気・通信リレーサービス。